

一般社団法人 潟上市シルバー人材センター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人潟上市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を秋田県潟上市に置く。

(目的)

第3条 センターは、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の推進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。
- (3) 前号には、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の規定に基づき、秋田県知事に指定された場合に可能となる、高年齢退職者がその能力を活用して行う業務を含むものとする。
- (4) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- (5) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。

(7) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第2章 会 員

(会員資格)

第5条 センターの会員は、次の2種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事長の承認を得た者。

ア 潟上市に居住する60歳以上の者であること。ただし、他市町村在住者でも理事長が承認した場合はこの限りでない。

イ 健康で臨時的、短期的な就業が可能な者で、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する者であること。

(2) 特別会員 潟上市内に住所を有する者でセンターの目的に賛同し、事業に協力する者であって、理事長の承認を得た者。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を受けなければならない。

2 入会は、理事長がその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

3 理事長は、前項の規定により承認したときは、次の理事会においてこれを報告しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、センターの活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。

(4) 1年間以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 全ての会員の同意があったとき。

(退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において、会員の総数の半数以上であって、会員の総数の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) センターの定款又は規則に違反したとき。
- (2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 センターは、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総 会

(構成)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任又は解任
- (2) 役員報酬等の額の決定又は役員報酬等の支給の基準
- (3) 役員賠償責任の免除
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 会費の金額
- (7) 会員の除名
- (8) 解散、残余財産の処分
- (9) 合併
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種別及び開催)

第 14 条 センターの総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 会員総数の 10 分の 1 以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(定足数)

第 18 条 総会は、会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、会員の総数の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は会員として決議に加わることはできない。

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第 20 条 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した理事長は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役 員

(役員を設置)

第 22 条 センターに次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 12 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を副理事長、1 名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、センターを代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、センターの業務を分担執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、監事に関する事項は、一般社団・財団法人法で定めるところによる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。
- 4 役員は、第22条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第27条 役員は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、会員の総数の半数以上であって、会員の総数の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等及び費用)

第28条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引
 - (3) センターがその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の実任の免除)

第30条 センターは、役員の実任一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第31条 センターに理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほかセンターの業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- (6) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認

(開催)

第33条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般社団・財団法人法の定めるところにより、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 前条第3号による場合は、理事が、前条第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理

事会の招集の通知を発しなければならない。

- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 5 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の管理)

第40条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別に定める。

(事業年度)

第41条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 センターの事業計画書及び収支予算書等(収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類)は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等(収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類)は、毎事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 役員の名簿

(3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 前2項の書類は、毎事業年度の経過後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において、会員の総数の半数以上であって、会員の総数の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解散)

第45条 センターは、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において会員の総数の半数以上であって、会員の総数の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

第8章 事務局

(事務局)

第46条 センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。

- 2 事務局には、常務理事兼事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 センターの公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 雑 則

(委任)

第48条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第11章 附 則

(最初の事業年度)

第49条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から令和2年3月31日までとする。

(設立時の事務所所在地)

第50条 この法人の設立時事務所は、秋田県潟上市飯田川下虻川字八ツ口70番地に置く。

(設立時の役員等)

第51条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次に掲げる者とする。

設立時理事	伊藤 義弘
同	鈴木 司
同	関谷 良広
同	加藤 慶規
同	菅原 金紀
同	中嶋 康二
同	安田 三四郎
設立時代表理事	伊藤 義弘
設立時監事	高橋 治男
同	石井 博

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第52条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。なお、設立後は、正会員または特別会員に登録するものとする。

氏名	伊藤 義弘
住所	秋田県潟上市飯田川下虻川字街道上一本木15番地3
氏名	鈴木 司
住所	秋田県潟上市天王字追分西99番地29
氏名	関谷 良広
住所	秋田県潟上市昭和大久保字宮の前78番地
氏名	加藤 慶規
住所	秋田県潟上市昭和大久保字北野細谷道添163番地2
氏名	菅原 金紀
住所	秋田県潟上市昭和大久保字小川中道24番地
氏名	中嶋 康二
住所	秋田県潟上市天王字上北野118番地5
氏名	安田 三四郎
住所	秋田県潟上市天王字ハラへ38番地5

(法令の準拠)

第53条 本定款に定めのない事項は、全て一般社団法人・財団法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人潟上市シルバー人材センター設立のため、設立時社員伊藤義弘外6名の定款作成代理人である司法書士石井隆は、本定款を作成し、署名する。

令和2年2月25日

設立時社員	伊藤 義弘
設立時社員	鈴木 司
設立時社員	関谷 良広
設立時社員	加藤 慶規
設立時社員	菅原 金紀
設立時社員	中嶋 康二
設立時社員	安田 三四郎

上記設立時社員の定款作成代理人

潟上市天王字棒沼台272番地16

司法書士 石井 隆

この定款は、令和5年7月1日から施行する。